

6 変更届けの取扱いについて

障第03040006号
平成28年3月4日

指定障害福祉サービス事業者等 代表者 様

和歌山県福祉保健部
福祉保健政策局 障害福祉課長
(公 印 省 略)

指定障害福祉サービス事業所等における「従業者の職種、員数及び職務の内容」
の変更に伴う変更届出書の提出について（通知）

平素は、障害福祉サービスの向上及び本県障害福祉行政に御協力いただきありがとうございます。
ます。

さて、標記につきまして、訪問系サービスにおける「従業者の職種、員数及び職務の内容」
の変更（以下、「員数の変更」という。）に伴う変更届出書については、変更手続きの簡素化を
図るため、本県では年に1度の提出でよいとしているところですが、今般、当該手続きの対象
サービスを下記のとおりとすることにいたしましたので、通知いたします。

つきましては、貴法人所管事業所に周知いただきますとともに、事務処理に遺漏無きようお
願いたします。

なお、本通知における取扱いは、本県あてに変更届出書を提出する事業所が対象となってお
りますので申し添えます。

記

1 対象サービス

- ・指定障害福祉サービス事業所
- ・指定障害者支援施設
- ・指定障害児通所支援事業所（児童発達支援センターを含む。）
- ・指定障害児入所施設

2 員数の変更に係る運営規程の取扱いについて

員数の変更については、比較基準日において変更届出書を作成し、定められた提出期間内
に年1回提出することで足りるものとする。

ただし、人員基準については各事業者が責任を持って遵守すること。

※従業者の員数は日々変わりうるため、運営規程の「従業者の員数」に変更があったとす
るのは、当該年度と前年度の比較基準日において員数を変更している場合をいうものと
取り扱います。

3 比較基準日

(1) 訪問系サービス事業所（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護）

当該年度6月1日と前年度6月1日

(2) (1) 以外のサービス

当該年度4月1日と前年度4月1日

4 提出期間

- (1) 訪問系サービス事業所
当該年度における6月1日から6月30日
- (2) (1) 以外のサービス
当該年度における4月1日から4月30日

5 提出先

事業所の所在する地域を管轄する振興局保健福祉課
※児童福祉法上の指定を受けている和歌山市所在の事業所は障害福祉課

6 留意事項

- (1) 事業者において必要な人員基準の管理を行えていること。
- (2) 員数の変更以外で運営規程が変更になる場合は、変更後10日以内に変更届出書を提出すること。
(例) 管理者、サービス提供責任者、サービス管理責任者の変更 など
- (4) 介護給付費等算定要件の変更を伴う従業者の変更の場合は、従来通り「介護給付費等の請求に関する事項」の変更届出書を提出すること。
(例) 福祉専門職員等配置加算、目標工賃達成指導員加算などの算定対象となる従業者に変更があった場合など
- (5) 資格証の写しについては、従業者全員分を添付し「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」に記載した順に添付すること。
- (6) 婚姻等により、資格証等の氏名が変更になっている場合は、戸籍謄本等の写しを添付すること。
- (7) 資格証等の写しについては、全て原本証明をしてください。

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1
和歌山県福祉保健部福祉保健政策局
障害福祉課 在宅福祉班 TEL:073-441-2533
施設福祉班 TEL:073-441-2537